

芦東山『無刑録』の写本五種に関する一考察 —元老院刊本との比較から—

原田 信

抄録

江戸時代中期の儒学者・芦東山^{あしとうざん}が著した『無刑録』は、中国歴代の刑法思想の沿革を示し、編者の論評を加えた書物である。同書は明治時代初頭に高く評価され、元老院より刊行されて世に広まった。しかし、この刊行以前、『無刑録』はすでに複数の写本が作成されており、一部の学者の間でも評価されていた。そこで、本稿では江戸時代における『無刑録』の流布や受容の状況を明らかにする手がかりを得るため、まず筆者が新たに伝存を確認した写本四種と、芦家の後裔に伝わった写本の計五種の概要を整理した。そして、元老院刊本を底本としてこれらの写本と校勘し、この結果明らかとなった特徴から、各写本の成立経緯や相互の関係性を考察した。

一、はじめに

『無刑録』は全十八巻、「刑本」「刑官」「刑法」「刑具」「流贖」「赦宥」「聽斷」「詳讞」「議刑」「和難」「伸理」「感召」「欽恤」「濫縱」十四篇から構成されており、中国歴代の刑法思想の具体的な事例や見解を諸書から精選してその沿革を示し、編者の論評を加えた書物である。本書最大の特色は、前近代の刑法において一般的であった「因果応報主義」を退け、世界的にみても早い時期に「教育刑主義」を展開したことである。このため、明治政府は近代刑法を制定するにあたり『無刑録』に着目し、その内容を参照したとされる¹。また、上述した『無刑録』の特色は、近年、再び着目され研究が行われている²。

編者の芦東山³（一六九六～一七七六）は陸奥国磐井郡渋民村（現在の岩手県一関市大東町渋民）の人。本姓を岩淵、名を徳林（または得臨）、通称を幸七郎（または孝七郎）といい、東山は号である。当地の肝入役を務める家に生まれ、十五歳の時、仙台藩儒田辺整斎の門弟となり、藩生に取り立てられ帯刀を許された。二十一歳の時、藩主伊達吉村の命により京都へ遊学して浅井義斎、三宅尚斎、高屋徹斎に学び、二十六歳で藩の儒員となり、藩主の供として江戸へ上り室鳩巢に師事した。後に、藩学養賢堂の前身にあたる講堂（学問所）の設立に尽力したが、講堂の運営方法や座列について度々上書したことで罰せられて「他人預け」の処分を受け、元文三年（一七三八）年四十四歳から宝暦十一年（一七六一）六十六歳までの約二十四年間、仙台藩の重臣・石母田家の所領内に幽閉され

た。この間、かつて師事した室鳩巢の意を受け構想していた刑律書を編纂し『無刑録』を完成させた⁴。

しかし、『無刑録』がすぐに刊行されることはなかった。『無刑録』の初めての刊行は、芦東山の没後百年ほどを経た明治十年（一八七七）、ようやく元老院によって行われた。

『無刑録』が長期に渡り刊刻されなかった原因は種々あるだろうが、その一つとして、江戸時代、幕府が刑法に関わる書物の私撰を禁じていたことが挙げられる。元老院版の刊行に携わった水本成美⁵は、かつて中国の法制を学んでいた時、仙台藩の藩校や当地の蔵書家に『無刑録』の閲覧を求めたが「私ニ律令ノ書ヲ著スハ幕府概ネ之ヲ禁ズ。故ニ秘シテ出ダサズ」ということで、その願いは叶わなかった⁶。これは元老院版刊刻の二十年ほど前というから、おそらく安政年間（一八五五～一八六〇）の出来事である。幕末でも幕府の禁令を犯さぬよう『無刑録』の存在を隠そうとしたのだから、『無刑録』が編纂された江戸中期でも、出版に関する状況はそれほど変わらなかったことだろう。芦東山の記録によると、室鳩巢は、『無刑録』が完成した暁には幕府へ献上して公刊しようと考えていた⁷。このような背景があったからか、『無刑録』の完成後、芦東山は自身で刊行を試みたようだが果たせなかったという⁸。結局、室鳩巢の構想が実現されることはなく、『無刑録』は芦東山が私に編纂した書物として、その存在が公に認められることはなかった。

だが、元老院による刊行以前、『無刑録』が世に埋もれ、全く知られなかったわけではない。先述した水本成美の記録から明らかなように、仙台藩内には複数の『無刑録』が所蔵されており、その存在は藩外の人々にも知られていた。水本は斎藤竹堂（一八一五～一八五二）の記した「蘆東山傳」を読み『無刑録』の存在を知ったというが、より早くは、頼春水（一七四六～一八一六）が寛政五年（一七九三）二月十三日、広島藩主浅野侯との雑談のなかで『無刑録』のことを取り上げており⁹、さらに享和二年（一八〇二）から翌年にかけて、江戸滞在中の見聞として次のように記している¹⁰。

蘆孝七郎〔仙臺ノ儒臣。徳林、號南山^{マツ}〕ハ鳩巢ノ門人ナリ。後ニ上京シテ三宅尚齋ノ門ニ遊ブ。鳩巢ノ命アリテ後ニ無刑録ヲ著ス、凡ソ八百丁ホドアリ。其書堀田侯〔若年寄〕ト伊達侯ニアリ。蘆ハ罪アリテ久シク錮セラレタリ。後ニヤ、ユルメラレ其著ニカヲ專ニスルコトヲ得タリトナリ。其書考索精詳ナリト云¹¹。

また、文政十年（一八二七）頃に完成した東条琴台『先哲叢談後編』は芦東山の伝を取録しており、そのなかで次のように記している¹²。

東山在幽囚有所憾而著無刑録十四篇、略述秋官之遺意。後其書始傳於世、識者稱爲有

深意云。

(東山幽囚に在り、憾みとする所ありて『無刑録』十四篇を著し、略秋官の遺意を述ぶ。後に其の書始めて世に伝わり、識者称えて深意有りとなす。)

頼春水と東条琴台の記録からは、少なくとも芦東山が没してから十余年の後、仙台藩外でも『無刑録』の存在が知られ、特に「考索精詳(考証が精緻である)」や「有深意(物事の本質に迫る)」といった点が高く評価されていたことが窺われる¹³。さらに『先哲叢談後編』の「後其書始傳於世」という記述は、江戸時代、『無刑録』が幾らか流布していたことを示している。これまで伝存することが知られていた江戸時代の写本は、芦家の後裔である芦文十郎の写本や芦東山の生地渋民周辺の家々に伝わる数種の写本に限られていた¹⁴。しかし、筆者が渋民以外の地域における『無刑録』写本の伝存の有無を調査したところ、頼春水や東条琴台の記録を裏付けるように、渋民以外の地域にも江戸時代に作成されたと考えられる四種の写本が伝存していることを確認した¹⁵。

これら四種の写本の成立経緯からは、江戸時代における『無刑録』の流布や受容に関する状況の一端を窺い知ることができると考えられる。ところが、いずれの写本にも、依拠した底本や筆写の経緯は記されていない。このため、写本の成立経緯を知るには、成立経緯の明らかな版本と対照し、その異同から諸本間の関係性を解明する必要がある。そこで、本稿では現時点で成立経緯が最も明らかな元老院刊本¹⁶と筆者が確認した四種の写本、および芦東山の後裔が筆写したという点で重要な写本である芦文十郎写本の概要を整理し、元老院刊本を底本として、これら五種の写本と校勘を行った。そして、校勘結果から浮かび上がった特徴より、各写本の成立経緯や写本相互の関係性を考察した。

二、元老院刊『無刑録』の刊行経緯と底本

元老院刊『無刑録』は四周双辺、単魚尾、半葉十二行、行二十字、有界、版心に書名、巻次、篇名がある。上欄には引用文の出典や、引用文献における文字の異同等の注釈があり、本文中には訓点や送り仮名、字音に関する割注がある。巻前には水本成美「無刑録序」、「無刑録目録」(以下「目録」)、芦東山「無刑録序解」(以下「序解」)、斎藤竹堂「蘆東山傳」が附されている。

元老院刊本刊行の概要は、水本成美の序に記されている。これによると、水本が大審院に在職していた時、宮城県上等裁判所判事の縣信輯¹⁷が『無刑録』を入手し、重要な書籍であるから刊行するようにとの手紙を寄せた。水本はかつて斎藤竹堂の「蘆東山傳」を読み『無刑録』が有用な書物であることを知っていたので刊行しようとしたが、その後、水本は元老院へ、縣は大審院へと異動したため、刊行のことを相談する機会がなかった。

一方、同じころ元老院では幹事の陸奥宗光と河野敏謙が『無刑録』を刊行しようとしており、水本に『無刑録』を見せた。これは縣が持ち帰ったものだった。

縣信輯が入手した『無刑録』については、岡千仞『在憶話記』第一集卷六「無刑録」に詳しい記述がある¹⁸。これによると、岡千仞は縣信輯に『無刑録』の閲覽を望まれ、仙台在住の兄、岡台輔のもとから『無刑録』を取り寄せて貸したところ、縣は大いに感服し、刊行することになった。この岡家所蔵の『無刑録』は岡蔵治（岡千仞の父）が館山の官舎に勤務していた際、かつて幽閉中の芦東山の身柄を預かっていた石母田家所蔵の芦東山浄書本を筆写したものであった。岡蔵治は筆写の際に訓点や送り仮名をつけた上で、欄外に難解な文字の注釈を記して一部を手元に留め、さらにもう一部筆写して製本し、箱に収めて仙台藩評定所に献上した。また、飯川寥廓『評定所御有合御書物』にある「無刑録」条の校注には次のように記されている¹⁹。

岡臺輔ノ先考〔稱蔵治、諱珏、字雙玉、號韜齋〕五十餘歳ニテ此ノ十八册ヲ異本ト校正謄寫セラレ評定所ニ献上シ稿由ニ端褒賜云々ノ舊記、臺輔自筆ヲ余ニ贈レリ、卷末ニ附ス。然ルニ明治十年、大審院上刻十册ニ合製シ、筆者雕工モ精撰ナリ。原稿ニ於テハコレヨリサキ、仙臺上等裁判所在勤ノ縣判事ガ臺輔ヨリ得ラレテ官板ノ盛舉ニ出ツ。實ニ岡氏父子ノ功ヲ以テ東山先生碩儒タルノ伎倆ヲ天下ニ表顯セリ。抑舊藩ノ一大面目ト謂フヘシ。

この記述に「此ノ十八册ヲ異本ト校正謄寫セラレ」とあるように、岡蔵治は『無刑録』を筆写する際、訓点や注釈を加えるのみならず、芦東山浄書本と他の写本とを対照し、校勘していた。このことから、元老院刊本は確かに『無刑録』完成当初の姿を伝えているとはいえ、芦東山浄書本と完全に一致するわけではない点、留意する必要がある。

三、各地に伝存する写本の概要

次に、芦文十郎写本と筆者が発見した写本四種の概要を、筆者が調査した順に紹介する。芦文十郎写本は「芦本」と略し、他の四種の写本は、それぞれ所蔵機関の文庫名を用いた。

① 芦本

芦東山記念館蔵。全十八卷十六冊、「刑本」上下二篇と「刑具」「流贖」の二篇はそれぞれ一冊に合冊されている。本文のほか、巻頭に「序解」と「目録」があり、無辺無界の紙に写されている。欄上には誤写した文字の訂正や引用文の出典、引用文献における文字の

異同が記されており、一部欄脚に記された注もある。元老院刊本では本文中に割注として記されていた字音の注は、すべて頭注の上部に記されている。また、本文および眉注には朱墨で句点が書き込まれている。第十八巻の末尾に「嘉永元九月卒業芦持尹」とあることから、芦本は嘉永元年（一八四八）に完成したことがわかる（図1）。

芦本の筆写者は芦文十郎（一八一二～一八七五?）、諱は持尹。芦東山の兄芦孝之丞（柴桑家）の後裔であり、村の大肝入をつとめ、仙台藩初の洋式高炉「文久山鋳炉」を開いた²⁰。

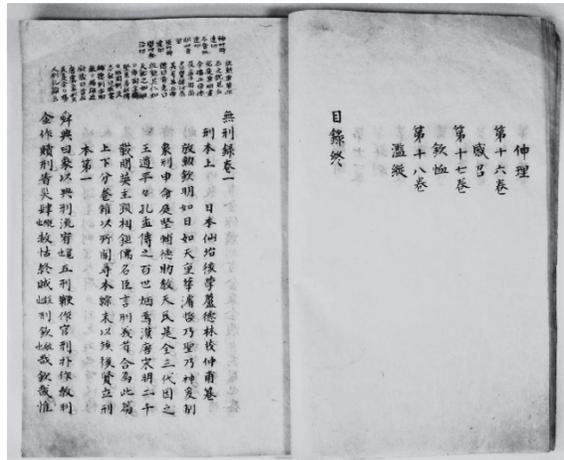


図1. 芦本の書影

② 内閣本

国立公文書館内閣文庫蔵。全十八巻十八冊。「序解」や「目録」はなく、本文のみ無辺無界の紙に筆写されている。欄上や欄脚には誤写した文字の訂正や引用文の出典、引用文献における文字の異同、字音に関する注が記されている。また、各冊の巻首には「太政官文庫」の印記があり、太政官文庫が設立され内閣文庫と改称される明治十七年（一八八四）年からその翌年までには政府の所有となっていたようである。また、「太政官文庫」の傍らには、薄まった印影があり「消印」の小印が押されている。この印影には「丸森邑主佐佐氏圖書之信」とある（図2）。

「丸森邑」は現在の宮城県伊具郡丸森町である。同地は仙台藩領内にあつて城館「丸森所」が置かれ、江戸期を通じて着座の家格を有する重臣佐々氏の所領であった²¹。内閣本の当初の所蔵者はこの佐々氏だろう。印面に「丸森邑主」とあることから、この写本は佐々氏が丸森を領していた江戸時代に作成、所蔵されたことは疑いないが、書中にこれ以上の手がかりとなる記載がなく、筆写者や具体的な筆写年代は明らかではない。



図 2. 内閣本の書影

③ 伊達本

宮城県図書館伊達文庫蔵。全十八巻十八冊。本文の前に「序解」や「目録」が附されている。先の内閣本と同じく本文は無辺無界の紙に筆写されており、欄上や欄脚に誤写した文字の訂正や引用文の出典、引用文献における文字の異同、字音に関する注が記されている。

伊達文庫は昭和二十四年、宮城県図書館が旧仙台藩主伊達伯爵家の蔵書を購入し設立された文庫であり、同図書館より前の所蔵者は伊達家である²²。また、各冊の巻首には「富田嫡家蔵書」の印記があり、伊達家以前の所蔵者は富田氏であつたらしい。

印文にある「嫡家」は嫡流の家の意であり、富田氏は分家支流を複数擁する旧家であつたと思われる。仙台藩家臣には富田姓の家が複数見え、なかでも比較的有力な旧家としては、もと芦名氏の宿老で後に栗原郡西邑を領した家や、この家から分かれて桃生郡深谷小野本郷を領した着座の重臣富田家が見える。これらの富田家のいずれかが当初の所蔵者かもしれない²³。伊達本も、内閣本と同じく筆写者や具体的な筆写年代は明らかではない。

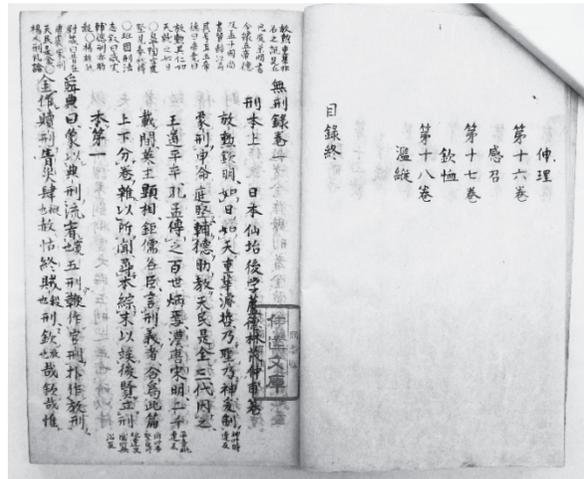


図 3. 伊達本の書影

④ 岩瀬本

西尾市岩瀬文庫蔵。全十八卷十八冊。本文のみで「序解」や「目録」はない。四周双辺、単魚尾、半葉十行の界線を墨刷した紙に筆写されており、版心には書名、巻次、丁数が書き込まれている。誤写した文字の訂正や引用文の出典、引用文献における文字の異同は欄上に記されており、底本にもとからあった誤字の訂正を記した付箋が添付されている。また、十八巻の巻尾には「大雫堂白秀書」という筆写者の署名がある。大雫堂白秀については未詳。

各冊の巻首には「岩瀬文庫」の印記のほか、「服部氏印」と「堀田文庫」の二顆の印が押されている。服部氏は未詳、「堀田文庫」は堀田正敦の蔵書印である（図 4）。

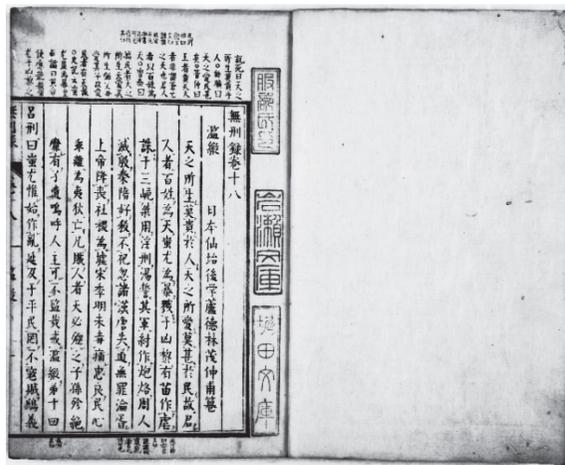


図 4. 岩瀬本の書影

堀田正敦（一七五五または一七五八～一八三二）は近江堅田藩、のちに下野佐野藩の藩主。鳥類図鑑の『禽譜』や『観文禽譜』を編纂するなど好学な人物であり、将軍徳川家斉の時に若年寄として寛政の改革を進めた。

堀田正敦は芦東山を処罰した伊達吉村の子である伊達宗村の八男であり、天明六年（一七八六）堅田藩堀田家の養子となった。また、彼は佐野へ転封後、仙台から大槻磐溪を招くなど、生涯を通じて仙台藩とのつながりが深かった²⁴。堀田正敦は、恐らくこのような仙台藩との関係を通じて『無刑録』を入手したのだろう。なお、本稿「一、はじめに」で引用した頼春水の江戸での見聞にある、若年寄の堀田家が所蔵していた『無刑録』とはおそらく岩瀬本のことであり、その存在は早くから知られていたようである。

⑤ 三重本

三重県立図書館蔵。全十八卷十八冊。本文の前に「序解」と「目録」がある。四周双辺、単魚尾、半葉十行の界線が墨刷された紙に筆写されている点は先述した岩瀬本と共通する。しかし、版心は空白であり、書名、巻次、丁数は記されていない。欄上に記された注は、概ね引用文献の出典に関する内容である。他の写本のような誤写の訂正や引用文献における文字の異同といった注はほとんどなく、唯一、文字の異同を記した付箋が巻十一の一箇所に添付されている。また、字音の注は頭注の上部欄外に記されている。第一冊の「序解」首葉と第二冊以降の巻首には「白河文庫」、「桑名文庫」、「立教館圖書印」の三類の印記がある（図5）。

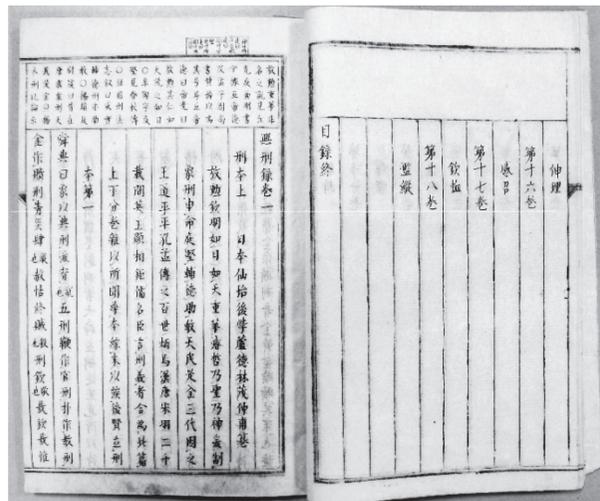


図5. 三重本の書影

「白河文庫」は陸奥白河藩主で老中を務めた松平定信（一七五八～一八二九）が設立した文庫の蔵書印、「桑名文庫」は次代の松平定永（一七九一～一八三八）の時、伊勢桑名へ転封となった後の蔵書印、「立教館」は松平定信が寛政三年（一七九一）白河に設立した藩校の印である。立教館は桑名藩に引き継がれたが、明治四年（一八七一）廃藩置県により廃止された²⁵。

本写本は、文化五年（一八〇八年）に編纂された立教館の蔵書目録『白河文庫全書分類目録』の「和部・儒家類」に「十八冊・林茂撰」とあり、また二種伝わる『立教館御蔵書目録』の両方に「少將様御筆表題 無刑録」とある²⁶。『白河文庫全書分類目録』の序によると、白河文庫の蔵書は松平定信が藩校のために購入したとある²⁷。手ずから表題を記したことからも、その入手と所蔵には松平定信が深く関わっていたと考えられる。松平定信が『無刑録』を入手した経緯について、芦文八郎氏は『蘆東山先生傳』のなかで寛政二年（一七九〇）塩竈神社の神職藤塚知明（一七三七～一七九九）が松平定信に『無刑録』を献上したと記している²⁸。同書中には示されていないが、年代を明確に示しており、何かしら根拠となる資料があったと考えられるため、参考としてここに掲げておく。

四、元老院刊本と写本、および各写本相互の関係性

元老院刊本と各写本とを校勘したところ、「巳、已、己」のように、筆写の癖か異同かを断じがたい箇所を除き、一七〇〇箇所余りの異同が確認された。このように異同箇所が多数あるため、校勘記は他の機会に公表することにする。以下では、校勘の結果得られた各写本間の文字の異同や注釈の有無、文字の訂正に関するデータを示し、五種の写本と元老院刊本との関係性、そして写本相互の関係性について考察する。

① 元老院刊本と各写本との異同数

五種の写本には、元老院刊本と文字が異なる箇所や脱字・脱文が存在する。巻ごとに偏りがあるものの、その合計数は内閣本二三九箇所、伊達本二七〇箇所、岩瀬本二四八箇所、三重本二九一箇所、芦本九七〇箇所である（表1）。異同数から見ると、元老院刊本と近い関係にあるのは異同数の少ない内閣本と岩瀬本、次いで伊達本と三重本であり、関係性が最も遠いのは異同数の最も多い芦本となる。

表 1. 元老院刊本と各写本との異同数

| 卷 | 写本名称 | | | | | 10 | 13 | 12 | 18 | 35 | 145 |
|---|------|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 内閣本 | 伊達本 | 岩瀬本 | 三重本 | 芦本 | | | | | | |
| 1 | 30 | 30 | 5 | 14 | 60 | 11 | 19 | 25 | 22 | 21 | 35 |
| 2 | 9 | 11 | 6 | 20 | 61 | 12 | 18 | 19 | 24 | 19 | 40 |
| 3 | 8 | 12 | 12 | 18 | 17 | 13 | 21 | 27 | 10 | 9 | 87 |
| 4 | 6 | 9 | 10 | 23 | 85 | 14 | 11 | 13 | 14 | 17 | 66 |
| 5 | 7 | 6 | 9 | 15 | 27 | 15 | 16 | 20 | 18 | 16 | 18 |
| 6 | 11 | 7 | 15 | 12 | 24 | 16 | 11 | 7 | 17 | 13 | 9 |
| 7 | 12 | 8 | 13 | 17 | 74 | 17 | 7 | 17 | 18 | 11 | 80 |
| 8 | 12 | 11 | 12 | 12 | 61 | 18 | 20 | 26 | 14 | 10 | 63 |
| 9 | 8 | 10 | 11 | 22 | 18 | 計 | 239 | 270 | 248 | 291 | 970 |

芦本では「廷」を「延」、「嘉」を「喜」とするような誤写と思しき箇所が多い。しかし、このような箇所は他の写本にも存在する。むしろ、芦本に特徴的なのは単純な誤写とは考え難い異同、例えば「説」を「法」、「家」を「者」、「罰」を「罪」とする箇所が散見される点である。また、芦本の脱字・脱文は他の写本より多いことから（表 2-4）、その底本は行、草書で記されていたか、状態が悪いなど、判読の難しいものであったのかもしれない。あるいは、そもそも元老院刊本のもととなった芦東山浄書本とは相当異なる『無刑録』を底本にした可能性もある。

② 写本間で共通する異同

写本と元老院刊本との異同には、写本間で共通するものがある。巻毎に見ると、内閣本と伊達本で共通する異同は巻一に十四箇所、巻十三に十一箇所あるのが突出している以外、共通する異同は概ね各巻に数箇所程度である（表 2-1）。そして、これらを集計すると、共通する異同が最も多いのは内閣本と伊達本の五十八箇所であり、これに岩瀬本と芦本の三十七箇所、岩瀬本と三重本の二十四箇所、三重本と芦本の十七箇所、伊達本と三重本の十五箇所が次ぐ（表 2-2）。

また、表 2-2 に示した三種以上の写本間で共通する異同数を二種の写本間に集約すると表 2-3 のようになった。この結果も表 2-2 と同じく、共通する異同数は内閣本と伊達本が最も多く一〇七箇所あり、次いで多いのは岩瀬本と芦本の七十二箇所である。

表2-1. 写本間で共通する異同数 (巻毎)

| 巻 | 共通する異同数 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 内閣・伊達14/内閣・伊達・芦2/内閣・三重2/内閣・伊達・岩瀬1/内閣・伊達・三重1/三重・芦1 |
| 2 | 伊達・三重2/伊達・岩瀬2/岩瀬・三重1/伊達・芦1/岩瀬・芦1/三重・芦1/内閣・岩瀬・芦1/内閣・三重・芦1/五種すべて1 |
| 3 | 伊達・三重4/伊達・芦1/岩瀬・芦1/伊達・岩瀬・芦1/伊達・岩瀬・三重1/内閣・岩瀬・三重1/伊達・岩瀬・三重・芦1/五種すべて1 |
| 4 | 岩瀬・三重2/岩瀬・芦2/内閣・伊達・三重2/伊達・岩瀬1/伊達・三重1/三重・芦1/伊達・岩瀬・三重1/内閣・伊達・三重・芦1/伊達・岩瀬・三重・芦1 |
| 5 | 岩瀬・三重4/岩瀬・芦3/内閣・芦2/伊達・三重1/伊達・芦1/伊達・岩瀬・三重1/内閣・岩瀬・三重・芦1 |
| 6 | 内閣・三重1/伊達・三重1/三重・芦1/内閣・伊達・岩瀬1/内閣・岩瀬・芦1/内閣・伊達・三重・芦1 |
| 7 | 岩瀬・芦7/伊達・芦2/岩瀬・三重2/五種すべて2/内閣・芦1/伊達・三重1/内閣・伊達・芦1/岩瀬・三重・芦1 |
| 8 | 内閣・三重2/内閣・岩瀬1/内閣・伊達1/伊達・芦1/三重・芦1/内閣・岩瀬・三重1/内閣・伊達・三重・芦1/五種すべて1 |
| 9 | 三重・芦2/内閣・岩瀬・三重・芦2/内閣・伊達・岩瀬・芦2/内閣・岩瀬1/岩瀬・芦1/内閣・伊達・三重1/伊達・三重・芦1/内閣・伊達・三重・芦1 |
| 10 | 岩瀬・芦4/三重・芦3/伊達・三重2/岩瀬・三重2/内閣・伊達・芦2/内閣・伊達・三重・芦2/五種すべて2/内閣・伊達1/岩瀬・三重・芦1/内閣・伊達・岩瀬・三重1/内閣・岩瀬・三重・芦1 |
| 11 | 内閣・伊達4/内閣・岩瀬・三重4/内閣・伊達・岩瀬2/内閣・岩瀬1/内閣・三重1/内閣・芦1/岩瀬・芦1/伊達・三重・芦1/内閣・伊達・岩瀬・三重1/内閣・伊達・岩瀬・芦1/内閣・岩瀬・三重・芦1/伊達・岩瀬・三重・芦1 |
| 12 | 内閣・伊達6/岩瀬・芦3/三重・芦2/内閣・伊達・芦2/内閣・芦1/岩瀬・三重1/内閣・伊達・岩瀬1/内閣・伊達・岩瀬・三重1/内閣・岩瀬・三重・芦1/五種すべて1 |
| 13 | 内閣・伊達11/岩瀬・芦3/伊達・芦2/内閣・岩瀬1/三重・芦1/内閣・伊達・芦1/伊達・岩瀬・芦1/五種すべて1 |
| 14 | 岩瀬・芦5/内閣・伊達4/伊達・三重2/内閣・岩瀬1/内閣・三重1/伊達・芦1/岩瀬・三重1/内閣・伊達・三重1/内閣・三重・芦1/伊達・岩瀬・三重1/岩瀬・三重・芦1/五種すべて1 |
| 15 | 内閣・伊達5/岩瀬・三重5/三重・芦3/内閣・岩瀬・三重3/内閣・伊達・岩瀬・芦3/内閣・三重1/伊達・三重1/伊達・芦1/岩瀬・芦1/内閣・伊達・岩瀬・三重1 |
| 16 | 内閣・伊達3/岩瀬・三重2/内閣・伊達・三重1/内閣・岩瀬・三重1/内閣・岩瀬・芦1 |
| 17 | 内閣・伊達3/岩瀬・芦3/岩瀬・三重2/内閣・芦1/三重・芦1/内閣・岩瀬・芦1/内閣・伊達・岩瀬・三重1 |
| 18 | 内閣・伊達6/岩瀬・三重2/岩瀬・芦2/内閣・岩瀬1/内閣・三重1/内閣・伊達・三重1/内閣・伊達・芦1/伊達・岩瀬・三重1/内閣・伊達・岩瀬・芦1 |

表 2 - 2. 写本間で共通する異同数 (全体)

| 異同の共通する写本 | 共通数 |
|---------------------------------------|------|
| 内閣・伊達 | 58 |
| 岩瀬・芦 | 37 |
| 岩瀬・三重 | 24 |
| 三重・芦 | 17 |
| 伊達・三重 | 15 |
| 伊達・芦／五種すべて | 各 10 |
| 内閣・三重／内閣・伊達・芦／内閣・岩瀬・三重 | 各 9 |
| 内閣・伊達・三重／内閣・伊達・岩瀬・芦 | 各 7 |
| 内閣・伊達・三重・芦／内閣・岩瀬・三重・芦 | 各 6 |
| 内閣・伊達・岩瀬／内閣・伊達・岩瀬・三重 | 各 5 |
| 伊達・岩瀬・三重 | 4 |
| 伊達・岩瀬／岩瀬・三重・芦／内閣・岩瀬・芦／伊達・岩瀬・三重・芦 | 各 3 |
| 内閣・芦／内閣・三重・芦／伊達・岩瀬・芦／伊達・三重・芦／伊達・岩瀬・三重 | 各 2 |
| 内閣・岩瀬・芦 | 1 |

表 2 - 3. 二種の写本間で共通する異同数

| 異同の共通する写本 | 共通数 |
|----------------|------|
| 内閣本と伊達本 | 107 |
| 岩瀬本と芦本 | 72 |
| 岩瀬本と三重本 | 63 |
| 伊達本と三重本 | 57 |
| 内閣本と三重本 | 54 |
| 伊達本と芦本／三重本と芦本 | 各 49 |
| 内閣本と岩瀬本／内閣本と芦本 | 各 46 |
| 伊達本と岩瀬本 | 41 |

以上に示した異同の共通数によれば、内閣本と伊達本、岩瀬本と芦本はそれぞれ相当近い系統の『無刑録』を底本にしたと考えられる。また、三重本と岩瀬本とは六十三箇所、異同が共通しており、この二種も関係の近い写本だと言えよう。同時に、三重本は内閣本と五十四箇所、伊達本と五十七箇所の異同が共通しており、この両写本も、ともに近い関

係にあると言える。そして、最も遠い関係にあるのは、伊達本と岩瀬本である。

先述したように、元老院刊本との異同数が最も少なく、元老院刊本に最も近いと推測されるのは内閣本である。元老院刊本は芦東山浄書本を岡蔵治が校訂した写本が底本になっていることから、内閣本も芦東山浄書本に近い系統のものであろう。

また、内閣本と共通点の多い伊達本は、先に示した表1にあるように、元老院刊本との異同数が内閣本よりも三十一箇所多い。しかし、伊達本の脱字・脱文箇所は四十八箇所と、内閣本よりも二十九箇所多い(表2-4)。脱字・脱文は、単なる誤写や底本の状態が原因の可能性がある。この点を差し引けば、伊達本の異同数は内閣本とほとんど差がない。内閣本との共通点の多さからして、伊達本も芦東山浄書本に近い写本だと言えよう。

表2-4. 各写本における脱字・脱文数

| 内閣本 | 伊達本 | 岩瀬本 | 三重本 | 芦本 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 19 | 48 | 28 | 31 | 60 |

岩瀬本が依拠した底本については、芦本との共通点の多さが推測の手がかりとなる。既述したように、芦本は元老院刊本との異同が極めて多く、芦東山浄書本とは異なる『無刑録』を筆写した可能性がある。岩瀬本自体、元老院刊本との異同数が芦本ほど多くはないとはいえ、芦本が依拠したであろう、芦東山浄書本とは異なる系統の『無刑録』を写したのかもしれない。

三重本の異同は、ちょうど岩瀬本と伊達本・内閣本との中間に位置する。三重本、すなわち松平定信所蔵の『無刑録』が藤塚知明から献上されたものだったとするならば、藤塚知明は他の写本とはまた異なる『無刑録』をどこからか入手したということになる。塩竈神社は仙台藩領内にあり、藤塚知明は芦東山とほぼ同時代の人物なので、『無刑録』が完成してからそれほど遠くない時期に、芦東山浄書本とは異なる版本を筆写した可能性がある²⁹。

以上に考察した元老院刊本と写本の関係性、および写本間の関係性を改めて整理し、図示すると、次の図6のようになる。

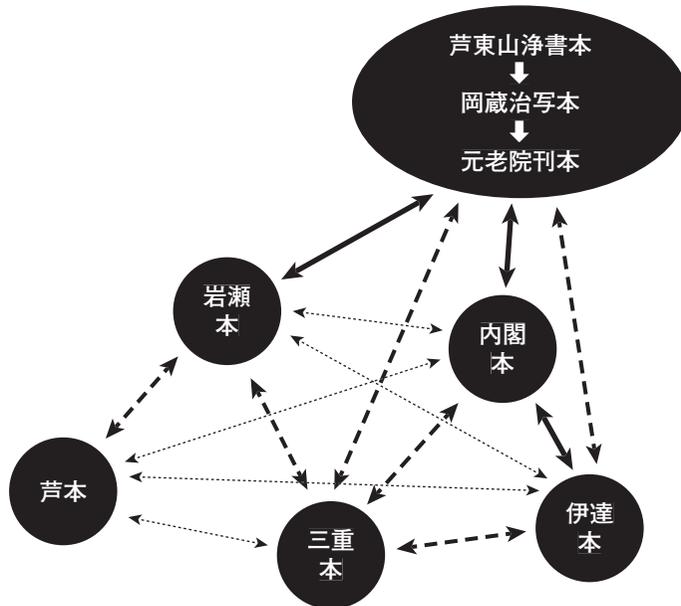


図 6. 元老院刊本と写本および写本間の関係性

※実線は相当近いと推測される関係性、破線は次いで近いと推測される関係性、点線はいくらか近いと推測される関係性を示す。関係性が遠いと推測されるものは、線で結んでいない。

図に示したように、諸写本の関係性のほぼ中間に位置するのは三重本であり、三重本を中心軸として、右側の群（内閣本と伊達本）と左側の群（岩瀬本と芦本）に分けられる。

右側の群は、伊達本については推測となるが、仙台藩家臣の家に伝わった写本である。一方、左側の群は、仙台藩と縁のある大名家や芦東山の子孫に伝わった写本であり、右側とは異なる来歴を経て伝わったものである。そして、中間に位置する三重本は、芦東山とほぼ同時代を生きた藤塚知明が献上したとされ松平家に伝わったものである。右側と左側の群、そして中間にある三重本と、それぞれの関係性の濃淡を見れば、『無刑録』が芦東山の出生地である渋民以外の地域へ伝わる過程には、少なくとも異なる三種の写本の系統が存在したと考えられる。

③ 元老院刊本には見えない注

五種の写本には、わずかながら元老院刊本には見えない注がある（表 3）。各巻に多くても三箇所程度、概ね本文の引用文の典拠や字義、字音、難解な語彙の説明である。

これらの注は、特定の写本のみ記されたものもあるが、複数の写本、または全ての写本に共通して見られるものもある。特定の写本にのみ見える注であれば、写本の完成後に筆写者、あるいはさらに後世の人物が書き加えた可能性がある。しかし、筆写者、所蔵

者が全く異なる複数の写本に共通して記されているとなれば、各写本が依拠した『無刑録』に元来存在していた注釈だと推測される。なかには芦東山が記し、何らかの原因で元老院刊本には収録されなかった注釈も含まれるだろう。特に、多くの写本に共通して見える注釈はその可能性が高い。

表 3. 各写本における元老院刊本に見えない注

| 巻 | 写本の名称 | 注釈数 |
|------|------------------------------------------|-----|
| 巻 1 | 内閣・伊達／内閣・伊達・三重・芦 | 各 1 |
| 巻 2 | 芦 | 2 |
| 巻 3 | 内閣 | 2 |
| 巻 5 | 芦 | 1 |
| 巻 6 | 芦／内閣・伊達・芦 | 各 1 |
| 巻 7 | 芦 | 1 |
| 巻 8 | 芦／内閣・伊達・岩瀬 | 1 |
| 巻 9 | 内閣・伊達・岩瀬・芦 | 3 |
| | 芦／五種すべて | 各 1 |
| 巻 10 | 岩瀬／内閣・伊達／岩瀬・三重／内閣・伊達・芦／内閣・伊達・岩瀬・三重／五種すべて | 各 1 |
| 巻 11 | なし | なし |
| 巻 12 | 岩瀬／内閣・伊達・岩瀬・芦 | 各 1 |
| 巻 13 | 伊達 | 1 |
| 巻 14 | 岩瀬 | 1 |
| 巻 15 | 五種すべて | 1 |
| 巻 17 | 岩瀬 | 1 |
| 巻 18 | 内閣・伊達・岩瀬・三重 | 1 |

④ 文字訂正と校勘

五種の写本には、元老院刊本には見えない、文字の訂正や校勘結果が記されている（表 4-1）。本文の傍らに文字を書き加えたり、欄上に文字のみを書いたりする箇所は「宮」を「官」、「輪」を「輪」にする（内閣本巻一の例）など、多くが誤写の訂正である。これに対して「○一作△（○は一に△と作る）」や「○当作△（○は当に△と作るべし）」、「恐○誤（恐らくは○の誤り）」という箇所は、各写本の底本にもとから存在していた引用典拠との異同や誤字に対する校勘である。

文字訂正の箇所数を集計すると、内閣本二十七箇所、岩瀬本二十二箇所なのに対し、芦本と伊達本はそれぞれ四箇所と二箇所であり、三重本に至っては全くない。校勘は岩瀬本三十六箇所、芦本二十三箇所、内閣本十五箇所なのに対して、伊達本と三重本はそれぞれ一箇所しかない（表 4-2）。この結果から、内閣本と岩瀬本では特に入念な文字訂正や校勘が行われていたことが窺われる。

表4-1. 各写本における、元老院刊本にない訂正・校勘結果の体裁と箇所数

| 巻 | 写本 | 訂正の体裁 | 箇所数 |
|----|----|--------------------------|-----------|
| 1 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 7 |
| | | ○一作△ | 3 |
| | 伊達 | 訂正後の文字のみ記す | 2 |
| 2 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 3 |
| | | ○恐△ | 2 |
| | 芦 | ○、△之訛 | 2 |
| | | ○当作△ | 1 |
| 3 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 4 |
| | | 恐○誤 | 1 |
| 4 | 芦 | ○一作△ | 1 |
| 5 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 1 |
| | 芦 | 訂正後の文字のみ記す | 1 |
| 6 | 内閣 | ○一作△ | 2 |
| | | ○一本作△ | 1 |
| | 岩瀬 | ○当作△ | 4 |
| | | ○誤作△／○疑当作△ | 各1 |
| 7 | 内閣 | ○恐△也／○一本作△ | 各1 |
| | 岩瀬 | ○当作△ | 4 |
| | 芦 | ○一本△ | 1 |
| 8 | 岩瀬 | ○当作△ | 7 |
| | | ○△、再審 | 1 |
| | 芦 | ○一本作△ | 4 |
| | | ○、△之誤 | 1 |
| | | 一本○、是也 | 1 |
| 9 | 岩瀬 | ○当作△ | 2 |
| 10 | 岩瀬 | ○当作△ | 3 |
| | | ○△、再考 | 1 |
| 11 | 三重 | 疑…(和文) | 1 |
| | 芦 | ○恐△ | 1 |
| | | ○誤 | 1 |
| 12 | 岩瀬 | 訂正後の文字のみ記す | 4 |
| | | ○疑△字誤／○疑△字／ 疑○字／○△、再審 | 各1 |
| 13 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 4 |
| | 岩瀬 | ○疑△／○疑△之誤 | 各1 |
| 14 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 2 |
| | 岩瀬 | 訂正後の文字のみ記す | 3 |
| | | ○疑△ | 3 |
| | 伊達 | ○可作△ | 1 |
| 15 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 1 |
| | 岩瀬 | ○疑△／訂正後の文字の み記す | 各2 |
| | | ○疑△之誤 | 1 |
| 16 | 岩瀬 | 訂正後の文字のみ記す | 8 |
| | | ○疑△ | 2 |
| 17 | 内閣 | 訂正後の文字のみ記す | 1 |
| | 岩瀬 | 訂正後の文字のみ記す | 5 |
| 18 | 内閣 | 一作○／訂正後の文字の み記す | 各4 (※) |
| | | ○恐△之誤 | 2 |
| | | ○当作△／△乃誤 | 各1 |
| | 芦 | ○疑△ | 5 |
| | | 訂正後の文字のみ記す | 1 |

※内閣本巻十八の一箇所「府」字の横にある校勘文「イ作而」は元老院刊本とも異なる。

表4-2. 各写本における文字訂正の合計

| | 内閣 | 伊達 | 岩瀬 | 三重 | 芦 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 訂正後の文字のみ記す | 27 | 2 | 22 | 0 | 4 |
| 校勘 | 15 | 1 | 36 | 1 | 23 |
| 計 | 42 | 3 | 58 | 1 | 27 |

以上の文字訂正や校勘は各写本間に共通する箇所が全くなく、それぞれ異なる人物の手になると考えられる。岡蔵治による芦東山浄書本の校訂以外にも、様々な人物による校勘が行われていたのである。なおかつ、これらの結果の大部分は元老院刊本の内容と合致する³⁰。岡蔵治の校訂は、あるいはすべてを一から行ったのではなく、様々な写本に記されていた文字校訂や校勘の結果をまとめたのかもしれない。

五、おわりに

本稿で考察したように、江戸時代には『無刑録』の写本が芦東山の生地渋民周辺のみならず、仙台藩領内の他地域に所蔵され、さらには仙台藩と縁の有る人物を通じて藩外へと伝わり、堀田正敦や松平定信といった幕閣の要人にも所蔵されていた。特に、松平定信所蔵の三重本は藩校立教館の蔵書となっていることから、少なくとも白河・桑名藩では、『無刑録』が広く読まれていた可能性がある。

また、『無刑録』には伝来の系統の異なる複数の写本が存在しており、それぞれ文字の校訂や校勘も行われていた。校訂や校勘が様々な人物により行われていたことは、江戸時代の人々が『無刑録』の内容を細部まで吟味するほど重視していたことの証左である。さらに本稿「一、はじめに」で既述したように、『無刑録』は江戸時代から一部で高い評価を受けていた。明治期における『無刑録』の再評価と元老院版刊行の礎は、江戸時代すでに築かれていたのである。

『無刑録』の写本については、本稿で取り上げたもの以外にも、五種の写本の底本となった版本や、本稿で言及した芦東山浄書本、伊達家所蔵本、岡蔵治が作成した二部の写本など、江戸時代には少なからず存在していたはずである。さらに、水戸藩の彰考館には寛政年間（一七八九～一八〇一）に筆写された『無刑録』が所蔵されていたという³¹。

本稿で考察した写本は限られるが、それでも『無刑録』が江戸時代に流布し、評価された状況の一端は明らかになったかと思う。今後、さらに調査を進めていけば新たな写本が発見され、それによって『無刑録』が江戸時代に流布した、より詳細な過程が明らかになるかもしれない。また、写本の所蔵先を手がかりとして、『無刑録』がその地の学術に与

えた影響を検討することも必要となるだろう。

1. 森嘉兵衛『みちのく文化論』（法政大学出版局、一九七四年）の「『無刑録』原本」（二五五～二五九頁）および水沢利忠「芦東山の思想と為人」（山岸徳平編『日本漢文学史論考』、岩波書店、一九七四年、五四三～五六六頁）による。なお、『無刑録』は明治以後も刑法思想上重要な書物と考えられており、昭和初期には佐伯復堂『訳注無刑録』（刑務協会、一九二七～一九三〇年）が刊行され、これは後に芦部信喜等編『日本立法資料全集』（別巻一〇一～一〇三、信山社、一九九八年）にも収録された。このほか、千葉寛二郎・小野寺東一郎の両氏も『無刑録訳注』を著しており、二〇〇七年、一関市教育委員会より刊行された。
2. 近年の研究成果としては、『無刑録』と、同書の編纂にあたって芦東山が大きく依拠した明の丘濬『大学衍義補』との関係を分析した汪桂平「『大学衍義補』と『無刑録』」（池田温等編『日中文化交流史叢書二・法律制度』、大修館書店、一九九七年、二一八～二四一頁）や王青「近世日本的「徳治」与「法治」観念解析——以朱子学者芦東山『無刑録』教育刑論为中心」（中国社会科学院哲学研究所『哲学動態』二〇一七年九期、六三～七〇頁）等がある。
3. 芦東山の姓について、後裔は「芦」字を用いているが、伝記等では「蘆」と記すものもある。本稿では基本的に「芦」を用い、書名や引用原文で「蘆」と記すものはこれに従った。
4. 芦東山の経歴については、明治十年元老院刊『無刑録』（早稲田大学中央図書館蔵）所収の斎藤竹堂「蘆東山傳」、東条琴台『先哲叢談後編』巻八（近畿大学中央図書館蔵）、芦東山著・橋川俊忠校訂『芦東山日記』（神奈川大学日本常民文化叢書4、平凡社、一九九八年）および芦家の後裔にあたる芦文八郎氏が編纂した『蘆東山先生傳』（芦東山記念館、一九九五年）を参照した。
5. 水本成美（一八三一～一八八四）号は樹堂、旧鹿児島藩士。江戸で生まれ明清律令に通じ、昌平学校教授から大判事、大法官、元老院議官、参事院議官を歴任した。大植四郎編『明治過去帳・物故人名辞典』（東京美術、一九七一年）一九〇頁の伝を参照した。
6. 明治十年元老院刊『無刑録』水本成美序による。
7. 東山蘆野徳林『玩易斎遺稿』下（『日本立法資料全集』別冊一〇五、信山出版社、一九九八年）巻十一「東山先生講書餘談」（三六八頁）には「室新助殿ニテ先生へ託セラレシハ刑律ノ書、吾老テ成ス能ハス。貴方之ヲ述ラルベシ。貴方が此書ノ成ラサル内、吾ハ死セン。吾死ストモ吾カ子仲三郎ニ委曲ニ傳ヘ置カン。其書成ラハ仲三郎

ニ遣スベシ。公方様へ獻セントナリ。易の太極圖ノ序ト此二色ヲ託セラレタリトゾ」とある。

8. 芦文八郎『蘆東山先生傳』一六〇～一六一頁。
9. 木崎愛吉、頼成一編『頼山陽全書』（国書刊行会、一九八三年）附録の頼春水『春水日記』二八四頁には「雨。出勤。殿様被爲召講筵、講後被爲召御咄、薩摩の事、又無刑録の事」とある。
10. 森銑三等編『隨筆百花苑』第四卷所収の頼春水『霞関掌録』一九五～一九六頁。
11. 角括弧内は原文の割注である。以下、本稿における引用原文の割注はすべて同様に示した。
12. 『先哲叢談後編』卷之八「蘆東山」条による。
13. なお、明治以降の逸話として、明治初期に清国の外交官として来日した黄遵憲は司法省で元老院刊本を閲覽し「東航以來、六國以下漢文ノ書ハ通目セザルナシ。然ルニ漢土ニ行ハルベキ完書ハ一部モ見當ラズ。唯、此無刑録ノミハ、漢土大家ニ不愧ノ大著」と称賛したという。この逸話は岡千仞『在憶話記』（森銑三編『隨筆百花苑』第一卷、中央公論社、一九八〇年）第一集卷六「無刑録」に見える。
14. 『原本無刑録』と芦文十郎写本は芦東山記念館所蔵。このほか、芦東山記念館には勝部昌平氏寄贈の写本、卷二のみの写本（原稿を清書修正したものか）等が所蔵されている。さらに、渋民周辺にある那須家や芦家にも『無刑録』の写本が所蔵されている。以上の情報は芦東山記念館の張基善研究員にご教示いただいた。
15. この四種の写本の他にも、内藤記念くすり博物館には三木栄（一九〇三～一九九二）旧蔵の『無刑録』の写本が所蔵されていることを芦東山記念館の張基善研究員にご教示いただき、筆者が調査した。この写本は二冊本、第一巻と第二巻のみの零本であることから、本稿では取り上げなかった。
16. 芦東山が完成させた当初の『無刑録』は未だ発見されておらず、現時点で最も来歴の明らかな版本は元老院刊本しかない。
17. 縣信輯（一八二四～一八八一）、字は勇記、号は東洲、六石居士。旧宇都宮藩中老。東京府権判事、宇都宮藩権大参事、司法判事を歴任した。小林友雄『勤皇烈士縣六石の研究』（興亜書院、一九四三年）および『日本人名大事典』第一冊十八頁所収の伝を参照した。
18. 森銑三等編『隨筆百花苑』第一卷所収。
19. 飯川寥廓校注『医学校庫書目録・甘柿舎庫書目録・附評定所庫書目』（宮城県図書館伊達文庫蔵）所収の「評定所御有合御書物」によった。
20. 芦文十郎の没年について、本稿では芦文八郎『文久山：仙台藩洋式高炉のはじめ』

(芦東山先生記念館、一九八八年) 所収の伝を参照した。

21. 坂田啓『私本仙台藩士事典(増訂版)』(私製、二〇〇一年) および家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典』第一巻(新人物往来社、一九八九年)「佐々定隆」の項による。
22. 宮城県図書館編『伊達文庫目録』(宮城県図書館、一九八七年)の萱場健之「伊達文庫解説」による。
23. 上記注釈六の『私本仙台藩士事典(増訂版)』および『三百藩家臣人名事典』第一巻「富田壱岐」の項による。
24. 堀田正敦については『日本人名大事典』(平凡社、一九七九年)第五冊五一四頁所収の伝による。
25. 白河藩、桑名藩および藩校立教館については、大石学編『近世藩制・藩校大事典』(吉川弘文館、二〇〇六年)二九七～三〇〇頁および六一二～六一五頁を参照した。
26. 『白河文庫全書分類目録』は『松平定信蔵書目録』第一巻(「書誌書目シリーズ72」ゆまに書房、二〇〇五年)による。高倉一紀氏の解題(『松平定信蔵書目録』第二巻所収)によると、この目録は文化五年(一八〇八)、桑名藩儒で立教館学頭を務めた片山成器(一七九七?～一八四九)が編纂したもので、その師広瀬蒙斎の序がある。『立教館御蔵書目録』二種は関西大学図書館長澤文庫蔵。うち一種は編纂年代不明、上中下三冊本で巻頭に御書物奉行の書付と「竹陵井上氏蔵」等の印が見え、桑名藩士井上竹陵(一八二〇～一九〇一)の手を経たものである。もう一種は一冊本で「白賁書院」と「勝鳴」の蔵書印があり、巻末には文化十二年(一八一五)に源勝鳴が筆写したとある。源勝鳴は秋山白賁堂(一七九八～一八七四)のこと、先述した廣瀬蒙斎の弟子で白河藩および桑名藩の藩儒であった。井上竹陵と秋山白賁堂については、浅野松洞『三重先賢傳』正編・続編(東洋書院、一九八一年)を参照した。
27. 本目録の廣瀬蒙斎序には「我公爲書生購書籍、致數萬卷、置之学館」、片山成器序には「老公襲封之某年、造立教館乎府城之西北、使藩之子弟從事明善誠方逢徳修道之教。此又患館乏書籍、学者討論講習之無資。於是道國家經常之用度以購書、年增月益、至公清老之年、其數已上之萬、而今公善繼前志、奉持不墜」とあり、立教館の主要な蔵書は松平定信の時に購入されたことがわかる。
28. 芦文八郎『蘆東山先生傳』二三二頁による。
29. 藤塚知明については『日本人名大事典』第五冊三四九頁を参照した。
30. 元老院刊本と異なる結果は、内閣本では文字訂正が卷三に二箇所、卷十八に一箇所が見える。芦本では卷四に校勘一箇所が見えるほか、文字訂正では卷五に一箇所、卷十二に二箇所が見える。

31. 彰考館文庫員編『彰考館図書目録』（彰考館文庫、一九一八年）の「卷之六・寅部職官」による。この写本は太平洋戦争の際に焼失しており、現存しない。

※本稿は二〇一六年十一月二日に早稲田大学戸山キャンパスで開催された「再発見・再評価——仙台藩儒芦東山と『無刑録』国際シンポジウム」および同年十一月五日に岩手県一関市摺沢市民センターで開催された「再発見・再評価——仙台藩儒芦東山と『無刑録』記念講演会」にて発表、講演した内容を加筆修正したものである。